

群馬「こんばんはⅡ」上映実行委員会 運用規約(案)

(名称)

第1条 本団体は、群馬「こんばんはⅡ」上映実行委員会(以下、本会。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を、群馬県伊勢崎市除ヶ町345番地1に置く。

(目的)

第3条 本会は、夜間中学を描いた映画「こんばんはⅡ」(以下、本映画という。)の上映を推進する。

2 本映画の上映により、群馬県における夜間中学に関する理解を広げ、それをもって文部科学省が推進する夜間中学の設置・充実を、群馬県において促進することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は目的を達成するために次の活動を行なう。

- (1) 上映の日時、会場の設定及び講演等の有無を含む上映会の形式の決定、また、広報など必要な準備を行なう。
- (2) 上映当日の会場の運営を含む上映に必要な運営を行なう。
- (3) 群馬県における夜間中学に関する理解を広めるための活動を行なう。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し本会の運営に参加する個人もしくは団体とする。
- (2) 賛助会員は、本会の事業を賛助する個人または団体とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする個人または団体は、入会申込書により本会会長に申し込むものとし、本会会長が入会を承認する。

(退会)

第7条 会員は、退会届を本会会長に提出し任意に退会できるものとする。

(会費)

第8条 会費は無料とする。

(役員)

第 9 条 本会に次に掲げる役員を置く。

会長 1 名

事務局長 1 名

監事 1 名

(役員の職務)

第 10 条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 事務局長は、本会の経理を含む事務全般を担当する。

3 監事は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

(役員の選任)

第 11 条 会長及び事務局長の選任は、会員から立候補または推薦された者の中から委員会において選出する。

2 監事は、正会員の中から委員会にて選出する。

(任期)

第 12 条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の解任)

第 13 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) その他解任に相当する事項が認められるとき。

(委員会)

第 14 条 本会の委員会は正会員をもって構成し、会長が招集する。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 事業計画並びに収支予算及び決算

(2) 規約、事業等の改廃

(3) 本会の解散

(4) 役員の選任及び解任

(5) その他本会の運営に関し重要な事項

3 委員会の議長は、出席の委員の互選により選任する。

4 委員会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(事業報告書及び決算)

第 15 条 会長は、毎事業年度終了後 1 か月以内に事業報告書及び収支計算書を作成し、監査を経て委員会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第 16 条 この会の事業年度は、10 月 1 日から翌年の 9 月 30 日までとする。

（会計）

第 17 条 本会の経費は原則として寄付をもって充てる。

（会員資格の抹消）

第 18 条 本会会員が次の各号に該当することになった場合は、委員会の議決を経て登録を抹消することができる。

- （1）会員との連絡が取れなくなった場合。
- （2）会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

（規約の変更）

第 19 条 この規約の改正は、会員がこれを発議し、委員会を招集し委員会出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

（その他）

第 20 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

- 1 この規約は、2019 年 10 月 1 日から施行する。